

第430回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和4年8月4日（木） 午後5時01分～

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	赤 穴 泰 博 委 員
	小 林 友 則 委 員
	田 中 裕 美 子 委 員
	通 山 和 史 委 員
	濱 島 清 史 委 員

労働者代表委員	河 村 裕 幸 委 員
	倉 重 里 加 委 員
	富 田 博 之 委 員
	山 本 章 宏 委 員
	横 山 崇 委 員

使用者代表委員	阿 野 徹 生 委 員
	奥 田 宏 委 員
	坂 本 竜 生 委 員
	嶋 本 健 児 委 員

事 務 局

労 働 局 長	名 田 裕
労働基準部長	田 村 裕 之
賃 金 室 長	上 田 竜 夫
室 長 補 佐	大 塚 智
監 察 監 督 官	有 田 臣

4 議 題

- (1) 令和4年度の山口県最低賃金の改正について
- (2) その他

○室長補佐

皆様、本日は大変お疲れさまでございます。

本日の審議会は、山口地方最低賃金審議会運営規定第 6 条第 1 項により公開とされております。

傍聴の事前申込みが 6 名の方からありましたことをご報告いたします。

では、全員おそろいになりましたので、濱島会長、どうぞよろしく願いいたします。

○会長

ただいまから、第 430 回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から定足数についてご報告ください。

○室長補佐

本日は、使用者代表委員の中村委員がご欠席であります。

本日の審議会は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定されております要件、委員の 3 分の 2 以上、または公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員各 3 分の 1 以上の出席を満たしておりまして、会議を開催し、議決することができることをご報告申し上げます。

○会長

傍聴の方にはお願いですが、お手元に配付されている「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を守っていただくようお願いします。

それでは、審議に移ります。

議題 1 の「令和 4 年度の山口県最低賃金の改正について」です。

8 月 2 日に中央最低賃金審議会から令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安が示されておりますので、事務局から目安伝達をお願いします。

ただ、全て読み上げるのは長いので、別紙 1 の公益委員見解については、ポイントを絞って説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、資料 No.1 の令和 4 年 8 月 2 日に答申されました令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安についての内容をご説明いたします。

答申につきましては、全て読み上げさせていただきます。

令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）。

令和 4 年 6 月 28 日に諮問のあった令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申をする。

記

- 1、令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解

(別紙 1) 及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告 (別紙 2) を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

- 3、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。
- 5、生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなどのより一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。
- 6、下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和 3 年 12 月) 及び「取引適正化に向けた 5 つの取組」(令和 4 年 2 月) に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

次に、別紙 1 の公益委員見解になりますが、ポイントを絞って説明をさせていただきます。

1 頁 1 の表において、地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安がランクごとに示されております。山口県はCランクでございますので、Cランクの引上げ額の目安は、この表によりますと 30 円ということになっております。

2 (1) の目安小委員会につきましては、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素である賃金、生計費、企業の支払能力を考慮した審議を行ってきたというところでございます。

まず、その 3 要素のうちの、ア、賃金につきましては、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率が 2% を超えました。それから、賃金改定状況調査結果については第 4 表①②ですが、賃金上昇率は 1.5% ということで、平成 14 年以降最大値でありました。それから、継続労働者に限定した第 4 表③における賃金上昇率は 2.1% ということであり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要があるということでございます。

ただし、2 頁のアの最後に、今年 4 月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があるという点にも留意が必要であるということが書かれております。

それから、イ、労働者の生計費についてでございます。

消費者物価指数のうちの「持家の帰属家賃を除く総合」につきましては、今年 4 月の対前年同月比が 3.0%、5 月が 2.9%、6 月が 2.8% となっております。

それから、基礎的支出項目というのがございますが、これは必需品的な支出項目となっており、その上昇率を見ていくと4%を超えるものとなっております。

したがって、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力、物とかサービスを買うことができる力のことですが、それを維持する観点から必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も案案し、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要があるということになっております。

次に、ウとして通常の事業の賃金支払能力というところでございます。この指標として、まず法人企業統計における企業利益、具体的に言いますと売上高経常利益率になります。数値の説明は省略しますが、結果的にはコロナ禍前の水準への回復がみられるということになっております。

それから、業況判断DIというのがございまして、このDIというのは、「良い」と回答した企業数の割合から「悪い」と回答した企業数の割合を引いたものでございますが、日銀の企業短期経済観測調査結果のDIによれば、コロナ禍からの改善傾向がみられるということになってございます。

ただし、最後の方に書いてありますが、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要があるということになっております。

エの各ランクの引上げ額の目安は大事なところだと思いますので、全文を読み上げさせていただきたいと思っております。

各ランクの引上げ額の目安。

以上から、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準が反転していることに加え、今年の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であるものの、当該結果には今年4月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性があること、②労働者の生計費については、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案すれば、今年度の引上げ率は、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられる。さらに、最低賃金について、政府が「できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上」となることを目指していることも踏まえれば、可能な限り最低賃金を上げることが望ましい。一方、③通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況においてコロナ禍からの改善傾向はみられるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。そうしたなかで、最低賃金は企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下、目安額という）を検討するに当たっては3.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、①賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率はDランクが高いものの、今年1月から6月の消費者物価の上昇率はA・Bランクがやや高めに推移していること、②昨年度はAランクの地域を中心に雇用情勢が悪化

していたこと等も踏まえて全ランク同額としたが、今年度はAランクにおいても足下では雇用情勢が改善していることから、A・Bランクは相対的に高い目安額とすることが適当であると考えられる。一方、③地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等も考慮すれば、A・BランクとC・Dランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。

オ、政府に対する要望。これについてはポイントを絞って説明をさせていただきます。

今年度の目安額につきましては、コロナ禍あるいは原材料費が高騰している状況などの経営を取り巻く環境を踏まえれば、「特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しい。」と言わざるを得ないということをございまして、中小企業・小規模事業者に対して生産性向上の支援、官公需における対応を含めた取引条件の改善等を引き続き取り組むことを政府に対し要望するということです。

生産性向上の支援について、特に事業場内で最も低い時間給を一定以上に引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望するということをございます。それと併せて、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望するということです。

さらに下請取引の適正化につきましては、労務費や原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望するということになっております。

カ、地方最低賃金審議会への期待等についても「また」までは全文を読ませさせていただきます。

目安小委員会の公益委員としては、目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済、雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望すると、以上です。

(2) の生活保護水準の最低賃金との比較についてですが、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認されたとのことです。

(3) は最低賃金の引上げの影響についてです。全員協議会報告に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要であるということになっています。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。ただいまの説明に関してご質問、ご意見はありますでしょうか。この後、労使委員から主張をしていただきますが、その前に今の中央最低賃金審議会の説明に関してご質問、ご意見を承りたいと思います。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

○会長

それでは、ただいまの事務局からの説明にあった令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安を踏まえて、労使委員の基本的な主張について、この場で述べていただきたいと思います。

それでは、労働者側委員からお願いします。

○横山委員

それでは、私の方から審議会における主張の方をさせていただきたいと思います。

一昨年から継続しております新型コロナウイルス感染症につきましては、第 7 波の到来もありまして、各県において、日々、過去最多の感染者となるなど猛威を振っている状況でございます。しかしながら、重症者が少なくウイズコロナにおける社会経済活動の活性化に向け国民が一丸となって取り組む必要があると考えております。

そのようななか、世界的な原材料価格の高騰、ロシアによるウクライナ侵攻、そして急速な円安と様々な要因が絡み合い急激な物価上昇が起こっております。消費者物価指数も例年と比較して上昇を続けている状況であります。先行きを見通す環境は確実に変化していることから、昨年以上の賃金引上げが必要であると考えております。

その上で、数点、意見をさせていただきます。

1 点目、最低賃金引上げの重要性についてです。

ここ数年にわたり日本の最低賃金の低さについては申し上げてきましたが、とりわけ山口県におきましては、昨年に 28 円引上げられ 857 円となったものの、連合が試算するリビング・ウェイジにおいては山口県では時間額 980 円が必要であることが示されております。

加えて、この数字は昨年 12 月に改定されたものでありますが、この急激な物価上昇は反映されておらず、そのような観点からも早期に地域別最低賃金の引上げが必要と考えております。

さらには、仮に時間額 980 円となった場合においても年間 2,000 時間働いても 196 万円程度にしかならず、いわゆるワーキングプアと言われる年収 200 万円にも到達しない状況であり、健康で文化的な最低限度の生活を営むための水準として十分であるとは言えません。

また、先ほど申し上げたとおり、急激な物価上昇は継続されており、労働者のみならず国民全員に影響を及ぼしており、とりわけ基礎的支出項目の増加が顕著であり最低賃金近傍で働く方々の生活を圧迫している状況であります。

容易ではないかもしれませんが、企業は物価が上昇すれば価格転嫁にて解決することができると思いますが、労働者は生活を切り詰めるしか方法がなく、だからこそ最低賃金の引上げは非常に重要だと認識しております。

また、本年の春季生活闘争において労働組合は人への投資を積極的に求め、山口県でも賃上げ率は 2%を超えており底上げを図ることができております。この賃上げ

の流れを最低賃金近傍で働く方々へ波及させることが必要であると考えております。

次に、ウイズコロナを見据えた社会経済活動の活性化に向け、コロナ禍でも企業や社会機能を支えるために使命感を持って懸命に働き続けている全ての労働者の努力に報いるためにも最低賃金の引上げは必要不可欠であり、社会的要請でもあると思っております。

2点目、地域間格差についてです。

一昨年、多くの都道府県が引上げるなかで山口県は現行どおりという結果になり、さらに昨年の最低賃金審議においては、47都道府県中、40都道府県が目安どおりの28円引上げとなっており、地域間格差の是正には至らず他県との格差が広がったままであり、加えてDランクの7県については、それ以上の引上げとなっており、Dランクの中の他県では格差改善の是正となっているなかで山口県は遅れを取っていると思っております。

今年度は、連合としてもC・Dランクの引上げが特に重要と示され、とりわけ山口県としてもCランクであり地域間格差の是正に向け、今年度は真摯に審議を行わなくてはならないと思っております。

また、労働力不足が深刻化するなか、賃金が低い地域から高い地域への働き手流出という実態には強い危機感を抱いているところでありますが、地域間格差が継続すればさらなる労働力の流出につながり、中小企業を含めた地方地域経済への悪影響が懸念されるため、人材確保の観点からも今年度の審議は重要になると考えております。

また、山口県の審議においては、昨年、公益委員見解として、今後、総合指数との整合性や地域間格差の是正にも十分に配慮していきたいと示されており、まさに地域間格差について重要課題であることは、公・労・使共通の認識であると思っております。

現在、全国加重平均930円に対し山口県は857円と73円も差を開けられている山口県の実態を踏まえた審議が必要であることを意見させていただきます。

3点目、目安答申についてでございます。

先ほど目安答申の説明があったところでありますが、Cランクの山口県においては過去最大の上げ幅となる30円が示されました。昨年に引き続いての過去最大の目安となりましたが、昨年とは状況も違い、今年は労使双方が最終的にやむなしという段階に至るまで十分な議論を尽くした結果であり、この目安額を尊重しているところでございます。

しかしながら、A・Bランクは31円、C・Dランクは30円の目安額となり、仮に全県が目安どおりの引上げとなった場合、A・Bランクとの格差が拡大することとなるため、地方最低賃金審議会の自主性発揮が非常に重要であると認識をします。よって、さらなる地域間格差の是正に考慮していく必要があると思っております。

最後に、発効日についてですが、認識の共有化をお願いしたいと思っております。最低賃金近傍で働いている人の実生活は、先ほども申し上げたとおり急激な物価上昇に耐えられず今も苦しい状況にあります。もちろん発効日ありきではございませんが、この審議会、専門部会の議論を通じて1日でも早く発効できるよう取組を進め、その方々への一助となるよう努めてまいりたいと思っております。

以上で終わります。

○会長

ありがとうございます。

それでは、次に使用者側委員の方、お願いします。

○阿野委員

それでは、使用者側の基本的な主張を申し述べさせていただきます。

国内での新型コロナウイルス感染症の発生から早 2 年以上が経過をいたし、全国での感染者数は 1,300 万人を超え、実に国民の 10 人に 1 人以上が感染したという状況にあり、この間、数次にわたる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出、延長等により我が国の社会経済活動は著しく低迷をいたしました。

現在、BA.5 への置き換わり、また BA.2.75、ケンタウロスの出現やワクチン予防効果の低減により全国的に感染が急拡大しており、本県におきましても 6 月末以降、新規感染者が増加傾向に転じ、過去最多の更新が連続するなど第 7 波に入り、昨日はついに 2,081 人と 1 日の感染者数が 2,000 人を超える状況になっております。

こうしたなか、我が国経済はコロナ禍による景気の低迷に加え、ウクライナ情勢の長期化による供給面での制約や原材料価格の上昇等の影響を大きく受け、県内景気につきましても、日銀下関支店は本年 3 月から 5 か月連続で持ち直しのペースが鈍化していると判断するなど、先行きへの不安、懸念が高まり予断を許さない状況にあります。

また、山口財務事務所がさきに発表された法人企業景気予測調査結果によれば、本年 4 月から 6 月期の県内企業全体の景況判断は、前 1 月から 3 月期と比べて上昇から下降したという社数構成比 BSI はマイナス 11.0 ポイントと前年同期のマイナス 9.8 ポイントよりも悪化をしており、特に最低賃金の影響を多く受ける中小企業・小規模事業者に限れば、マイナス 21.0 ポイントと昨年同期のマイナス 22.8 ポイントと比較しても景況判断は全く改善していないという深刻な状況が継続をしております。

さらに、山口県中小企業団体中央会においては、令和 4 年 6 月期の月次景況調査結果において、多くの業種において原材料費や燃料費の高騰による収益悪化等により製造業、非製造業問わず景況 DI 値がプラスの業種はなく、全体ではマイナス 33.7 と、この春先にみられた改善の兆しはここにきて停滞をしており、今後も厳しい経営環境が続くと懸念する声が高まっていると県内中小企業の現状を実態調査の結果に基づいて判断をしております。

加えまして、山口県信用保証協会が中小企業の借入資金に対して行っております保証債務の本年 6 月末残高は 3,423 億円とコロナ前の令和元年 6 月末の実に 1.83 倍、1,555 億円増と資金借入れは激増をしております。

据置期間の 3 年を経過して、いよいよ来年度から融資返済が始まるわけでございますが、業況が十分に回復しないなかでの返済となれば企業の経営状況はさらに厳しさを増すこととなります。

こうした状況のなかで、本県の最低賃金改定に関する審議を行うことになるわ

けでございますが、これまで申し上げたとおりコロナ禍により景気の低迷、ウクライナ情勢の長期化による様々な制約と影響などによる足元の景況感はいまだ極めて厳しく、まだ先行きへの不安、懸念は一段と厳しさを増しているという現状を踏まえて審議を行うことが必要であると考えます。

最低賃金制度は、賃金の低い労働者に対するセーフティネットであり、企業の業績のよしあしにかかわらず、全ての使用者に強制力を持って支払い義務を課するもので、また下方硬直性が極めて強いものであることから、賃金引上げや消費拡大などの政策目的の手段であってはなりません。その決定に当たっては、法で定める労働者の生計費、労働者の賃金、使用者の賃金支払能力の3要素を総合的に勘案して納得感のある水準として決定されるべきものであります。

にもかかわらず、本県の最低賃金につきましては、早期に全国平均1,000円を目指す等の政府方針は踏まえるものの県内のコロナ感染拡大の影響や賃金引上げの状況等から現行どおりとするとされました2020年度を除き、2016年度から2021年度にかけて県内企業の賃金引上げ率を大幅に上回る3%超という経営実態と乖離した引上げが政府方針への配慮等から決定されてまいりました。

よって、この間におきます引上げ後の最低賃金を下回っている労働者の割合、すなわち、影響率も本県において2桁を示し、2018年度は15.9%、2019年度は16.6%、昨年度は最低賃金が時間額単独方式とされた2002年度以降で過去最大の16.9%となるなど、高止まりの状況が続いておりますことから、直接的な影響を受ける県内企業は確実に増加しており、中小企業からは経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声が多く聞かれます。

我々、使用者側は県内企業の経営実態や地域経済の現状を踏まえ、各種調査結果や指標データ等の明確な根拠に基づく議論、審議を経て、本県の最低賃金を決定することを改めて求めるところであります。

そうしたなかでも企業の賃金改定の実態を示し、法が定める3要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第4表、あるいは春季生活闘争での妥結状況、賃上げ率等を重視する旨を従来から主張してまいりましたが、今年度におきましてもこのスタンスに変わりはありません。

このたび、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会での審議に資するため最低賃金改定の目安額及びこれに関する小委員会報告が提示をされました。昨年は目安額決定に対する不信感や各地方最低賃金審議会における審議の混乱等が多発したことから、今年度は中央最低賃金審議会の目安小委員会において、労使双方から根拠を明確にした引上げ目安の公益委員見解を求めるよう要請があり、こうした経緯も踏まえて最低賃金法に定める3要素についてそれぞれデータ等を示しながら目安額の設定の考え方が求められており、そのこと自体は前進であり評価をしたいと思います。

しかしながら、そのなかで3要素を総合的に勘案することを原則としながら、結果としてこの3要素のうち今年度は特に労働者の生計費を重視した目安額としたとあります。その判断要素として4月から6月にかけての消費者物価指数の上昇動向を用いる一方で、第4表の賃金上昇率は直近の消費者物価の動向は十分に勘案されていないという点も考慮しているところでございます。

今、エネルギーや食料品、耐久消費財などの価格上昇により消費者物価の前年比は本県においても上昇傾向がみられます。しかしながら、この上昇傾向は今後も継続するのかどうかの見通しも議論せずに、最大瞬間風速になるかもしれない現状値をもって賃金引上げの根拠とすることで本当にいいのか、こうした点についても今後の専門部会等で議論が必要であると考えております。

さらに、物価を見る場合に消費者物価指数だけでなく、企業の賃金支払能力に大きな影響を与える企業物価指数、こうしたものを考慮する必要があると考えております。

また、中央最低賃金審議会において 3.3%を基準とする検討が適当とされておりますが、その 3.3%に至る導き方、なぜ 3.3%かというのは依然として不明であるというふうに考えております。

中央最低賃金審議会の公益委員見解では、目安は全国的なバランスを考慮するという観点から参考にされるべきものではあるが、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない、ことに加えて、地方最低賃金審議会が地域の経済、雇用の実態を踏まえた議論の上で各地域の最低賃金を決定するなど、自主性を発揮することも期待すると明記をされております。

さらに、発効日につきましては、昨年の審議過程において日本経済団体連合会からの問合せに対し、厚生労働省からは地域別最低賃金については 10 月中の発効を目指して審議するのが慣例であるが、各地方最低賃金審議会で合意が得られるのであれば発効日を独自に設定することは可能であるとの確認も得られているところであります。

地方最低賃金審議会においては、公・労・使で議論を尽くし納得感のある改定額等を全会一致で決定することを目指して真摯な議論を尽くしたいと考えております。

しかしながら、万が一、労使の意見がまとまらず公益委員見解を示す状況になる場合におきましては、その考え方、根拠を明確にした公益委員見解をお示しいただくようお願いをいたします。

今年度の審議におきます使用者側委員の基本的主張は以上でございます。よろしくお願いたします。

○会長

ただいま、労働者側委員、使用者側委員双方から主張を述べていただきました。具体的な金額審議につきましては、ただいま労使双方から主張されたことを踏まえ、今後、開催します専門部会の中で行うことにします。

次に、議題 2「その他」ですが、何かありますか。

(質問、意見等なし)

○会長

事務局から何かございますか。

○賃金室長

先般、確認いただきました今後の審議会及び専門部会の日程を資料No.2 にまとめましたのでお配りしています。

また、資料No.はございませんが、山口県金融経済情勢（2022年8月）を急遽入手いたしましたので、これについても配付しております。

それから、お配りしていないのですが、急遽配付したいものがございます。来週の月曜日の8日から専門部会が始まるのですが、専門部会委員の名簿を事前にお渡ししたほうがいいのではないかとということで、これについては、今、お配りをさせていただきたいと思います。

○会長

お願いします。

【専門部会委員名簿配付】

○会長

ただいま専門部会委員の名簿を配らせていただいたところです。事前に確認していただければと思います。

そのほか、何かご質問等ありますか。

（質問、意見等なし）

○会長

それでは、次回の専門部会について一言申し上げます。次回の専門部会につきましては、労使双方から具体的な金額を定めた主張を述べていただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願いたします。

また、8日の1回目の専門部会から実質的な金額審議入りとなります。よって、当会議については非公開とさせていただきます。

それでは、これをもちまして第430回山口地方最低賃金審議会を閉会といたします。